令和 6. 7.18 制定

(趣 旨)

第1 この内規は、群馬大学次世代グンマ創発的博士人財インダクションプログラムに関する規程第4条第2項に基づき、博士人財支援室に関し必要な事項を定める。

(業 務)

- 第2 博士人財支援室は次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 次世代グンマ創発的博士人財インダクションプログラムの運営に関すること。
  - (2) 文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構との連絡調整に関すること。
  - (3) その他博士人財支援室の目的を達するために必要な事項

(組 織)

- 第3 博士人財支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 室長
  - (2) 情報学部、医学系研究科、保健学研究科、理工学府及びグローバルイニシアチブセンターから選出された者 各1名
  - (3) グローバルイニシアチブセンター長
  - (4) 高度人材育成センターから選出された者 若干人
  - (5) 研究 URA 若干人
  - (6) その他室長が必要と認めた者 若干人

(室 長)

- 第4 室長は、大学教育・学生支援機構長(以下「機構長」という。)が指名する者をもって充て、室の業務を掌理する。
- 2 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名した者がその職務を代行する。

(会 議)

- 第5 博士人財支援室に、運営に必要な事項を協議するための会議を置くことができる。
- 2 前項の会議について必要な事項は、室長が別に定める。

(事 務)

第6 博士人財支援室の事務は、関係部課等の協力を得て、学務部教務課及び研究推進部産 学連携推進課において処理する。

(内規の改廃)

第7 この内規の改廃は、機構長が行う。

附則

この内規は、令和6年7月18日から施行する。